

平成30年第3回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月22日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次	環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸
福 祉 課 長	深 水 滋	保 健 医 療 課 長	藤 本 斉
建 設 水 道 課 長	岡 本 隆 司	農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩
パレオ文化課長	山 口 勉	歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫
教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左		

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第51号 若狭町税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第52号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第53号 若狭三方縄文博物館条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第54号 若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

- 援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 55号 常神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 7 議案第 56号 神子辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第 57号 小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 9 議案第 58号 平成30年度若狭町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 59号 工事請負変更契約の締結について（学校施設環境改善交付金 上中中学校校舎大規模改造工事）
- 日程第11 請願第 1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第12 発議第 1号 原子力発電安全対策特別委員会の設置目的の変更について
- 日程第13 議員の派遣について

(午前 9時49分 開会)

○議長（原田進男君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番、小堀信昭君、13番、小林和弘君を指名します。

～日程第2 議案第51号から日程第11 請願第1号～

○議長（原田進男君）

日程第2、議案第51号「若狭町税条例の一部改正について」から日程第11、請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について」までの10議案を一括議題とします。

この10議案については、去る6月5日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、清水利一君。

○総務産業建設常任委員会委員長（清水利一君）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月5日、平成30年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案4件、請願1件であります。

議案審査のため、6月13日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第51号「若狭町税条例の一部改正について」は、中小事業者等の生産性向上を支援するための生産性向上特別措置法の施行に伴い、条例の改正が必要となるもので、平成33年3月31日までの間に取得した機械装置等（償却資産）について、固

定資産が課されることとなった年度から3年間は固定資産税を減免とするものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、昨年、一昨年に設備投資された方は対象ではないということか。

答、この条例改正以降になる。

問、予想がつきにくいかもしれないが、税収減はどのくらいであるのか。

答、現在、想定をしている全体の償却資産額についての想定はない。それぞれ1.4%の税率により、償却資産は税金をいただいている。取得価格から減価償却における減価を（差し引いたもの）含めたものに1.4%を掛けた率での税額が3年間において減収となる見込みである。

問、改正理由に中小事業者等と記載があるが、中小企業というと、製造業、小売業が主なものであると思うが、その他、農業関係の会社等、町内さまざまなものがあると思う。中小事業者の範囲はどの範囲を対象としているのか。

答、国に導入促進基本計画を提出する。それで市町が独自で取り決めをして了解をもらおうということである。その中で対象となる業種・事業に記載をしているが、若狭町では事業について限定をしない。農業、漁業でも、会社であれば、全て対象とする。

問、範囲が広いということで、有効に活用されることを期待する。それに伴い、説明で4つの補助金があったが、このような補助金があるという周知は町として積極的に行うのか。それとも商工会、国等が周知をするのか。

答、わかさ東商工会と連携をして推進を図っていく。もともと説明をした4つの事業は、各業者が熟知されていることもあるが、なるべく取り入れてもらうよう積極的にPRをしたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「常神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、財政上の特別措置等に関して辺地対策事業債の発行及び措置がなされるためには、当該辺地に係る公共的施設の総合整備を必要とする計画を策定し進めるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、集落によって人口及び土地が違う。その地域の発展計画は同じようなものでいいのか。例えば、小川地区はお客も多く人も多い。海岸線がこのようなであり、魚もこのような感じであるから、このような設備をした方がいいというようなことは考えないのか。これはどのような計画を出したのか。

答、この事業についての事業主体は若狭三方漁業協同組合が行う。定置網のある組合が必要な設備投資を行うということになる。辺地債の全体的な考え方としては、1億円を上限として、その3分の2を県と町で補助をするということとなる。辺地計画については、辺地債対象地域としていかどうかという判断に基づき行っている。それぞれに漁業の状態がどうかということで補助金率が変動するものではない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「神子辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」も同様に、財政上の特別措置等に関して辺地対策事業債の発行及び措置がなされるためには、当該辺地に係る公共的施設の総合整備を必要とする計画を策定し進めるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、それぞれの地域に辺地度数がつけられているが、この点数のつける方法はどうするのか。100点以上であれば辺地になるということであったが、どのように点数をつけて辺地とみなすのか。

答、辺地点数算定表というものがある。各地区の中心からそれぞれの小学校、中学校、高校、医療機関、役場等の距離という項目がある。常神の場合、小学校までの距離の算定式では2点、中学校までの距離で33点というように距離により点数化されている。それを積算されて、常神については220点、神子については178点となっている。その点数が100点以上の場合、辺地対象地区となる。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「小川辺地に係る公共的施設の総合計画の策定について」も同様に、財政上の特別措置等に関して辺地対策事業債の発行及び措置がなされるためには、当該辺地に係る公共的施設の総合整備を必要とする計画を策定し進めるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、昨年も台風で大敷網が被害に遭われているが、現在もクラゲが大量に入っているということも聞いているので、有利な辺地債を活用し、迅速に整備を進めていただきたいと思う。常神、神子、小川と整備する計画は1年ということであるが、同時着工でスムーズに年度内で完了するのか。

答、整備計画については、通常、計画等があれば、5年間の年数を設けることができるが、今回、年度内で整備できるということで組合から申請されているので、1年で整

備をさせていただく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について」は、まず、北原武道紹介議員より趣旨説明を聞き、各委員の意見聴取、質疑を行いました。

質疑の中での意見として、

意見1、所得税法第56条のことだけを訴えているが、それではいけない。訴えるのであれば、税理士会の見解のように、全ての税制改革をしないといけないという内容でなければならない。

質疑を終結し、討論では、

この請願の趣旨については、人権侵害、個人の尊厳、男女平等の観点で、この条文が差別的であるということと提出されていると理解している。廃止したところで人権が保障されるとは思わない。真面目に青色申告、白色申告をされている方もおられると思う。この56条をしっかりと理解して適正な税を申告すれば問題はないと思うとの反対討論があり、採決の結果、委員全員の反対をもって不採択にすべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

教育厚生常任委員会委員長、坂本 豊君。

○教育厚生常任委員会委員長（坂本 豊君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月5日、平成30年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案4件であります。

議案審査のため、6月14日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第52号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、今まで教員免許を持って、資格を有する方だけが対象であったが、5年以上の経験があり、町長が適当と認めた場合に従事できるということに変わったということか。

答、全国的にも、中学校を卒業された方でも有能な方がおられても、今までは認められなかったが、なるべく有能な存在に入っていただくという考え方である。

問、サポートをする方については、何も資格は要らないのか。

答、サポートについては、資格は要らない。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「若狭三方縄文博物館条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、入館料について、縄文博物館と年縞博物館と別々に購入するものが各350円ずつで入館できるということか。

答、両館の入館料各500円で合計1,000円の入館料が、700円の共通入館券で350円ずつ折半をするということである。

問、他市町のミュージアム等では、60歳以上や70歳以上の方には無料や割引があると聞くが、縄文博物館や年縞博物館ではそのような制度はないのか。

答、若狭三方縄文博物館については、70歳以上の方であっても料金をいただいている。ただし、障害者手帳を持っておられる方については、無料として優遇している。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、指定特定相談支援事業者というのは、若狭町ではどのような事業者を指すのか。

答、指定介護相談支援事業者とは、障害福祉サービスを受けられる方について、そのサービスの利用計画等を立てる事業者となっている。

事業者として、社協の「障がい者・児童相談支援センターわかさ」、相談支援センターの「若狭ねっと」、社会福祉法人「コミュニティーネットワークふくい」の3事業者が若狭町内の事業者である。

問、議案説明資料には、「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域におけるさまざまな取り組みを行う者等との連携に努めなければならない」とあるが、現在、住民による自発的な活動をしているところは何カ所ぐらいあるのか。

答、現在、若狭町内ではそのような支援をされているところは把握していない。ただ、買い物サービスのような交通支援等については聞いているので、そのようなものが対象になってくるのではないかと思う。

問、認知症の方を見ていると、症状が進むのが早く感じる。ひとり暮らしの方で、周りの方も心配して見ているが、その方の子供は県外に居住されていて、連絡はしているが、なかなか帰って来られない。そうした人に対する町としての支援策はどうか。

答、そのような地域の問題もあるので、地域包括ケアシステムを構築する中で、地域の中で、そのような方を支え合うということを念頭に、地域の方とも相談をしながら、これからの地域での課題の抽出、支援の方法等について検討していただくという体制をとりつつあるところである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「工事請負変更契約の締結について（学校施設環境改善交付金上中中学校校舎大規模改造工事）」

審査の過程における主な質疑では、

問、全体工事の中に中庭整備工事があり、これについては、工期が10月末であるが、議案として提出されるのか。

答、中庭整備工事については、生徒、同窓生、先生でワークショップを重ねて構想をつくっている。発注については、土木工事であるので、別発注を考えている。

問、別発注ということは、別で入札を実施し、約900万円の工事であるので、議会の議決は要らないということか。

答、そのとおりである。

問、変更工事の中の下足箱の工事であるが、下足箱は何人分であるのか。

答、生徒280人分である。

問、今後、生徒数が減少することを考えれば、280人分の下足箱が必要であるのか。

答、下足箱はクラス単位でまとめており、生徒数が多い年代のときもある。例えば、3クラスの時もあれば、2クラスの時もある。1クラス33人が入るものを施工するが、ある程度の用意は必要であるので、そのような考えで進めている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君） 予算決算常任委員会委員長、辻岡正和君。

○予算決算常任委員会委員長（辻岡正和君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月5日、平成30年第3回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託

されました議案は、1議案であります。

議案審査のため、6月15日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第58号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,664万9,000円を追加し、予算総額を98億2,517万9,000円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金72万5,000円の減額、県支出金455万円の増額、繰越金1,070万円の増額、諸収入1,902万4,000円の増額、町債1,310万円の増額であります。

歳出の主なものは、総務費では、地域活性化事業で400万円の増額、集落センター建設及び増改築・修繕事業で2,104万円の増額など、総務費全体では2,531万4,000円の増額であります。

民生費では、地域生活支援事業で80万円の増額であります。

農林水産業費では、園芸産地総合支援事業で137万4,000円の増額、経営体育成支援事業で142万8,000円の増額、農林水産業費全体では280万2,000円の増額であります。

商工費では、温泉施設管理事業などで1,587万5,000円の増額であります。

教育費では、縄文博物館施設管理事業で99万7,000円の増額など、教育費全体で185万8,000円の増額であります。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総合戦略課関連では、

問、集落センター建設及び増改築修繕事業2集落の補助金の上限は幾らであるのか。また、現時点での要望申請状況はどうか。

答、新道区の集落センター建設は、集落戸数を考慮した計算式により、町の補助金は1,904万円である。三田区の増改築修繕事業は、町の補助金の上限を200万円と決めている。現時点では4集落で申請を検討されている状況である。

問、地域活性化事業のさまざまな修繕、購入等があると思うが、その補助金上限と申請状況はどのくらいか。

答、一般コミュニティ事業については、250万円の上限であり、申請状況は、現在5集落である。

問、温泉施設の改修計画表にエアコン修繕の記載がないが、非常に古いエアコンで、効き目が悪いので、修繕しなければならないと思うが、どうか。

答、エアコンについては、3月議会にて補正予算計上して対応をしている。今回はクロスを張り替えてきれいにする。今後のエアコンの修繕については、業者にも確認して判断する。

農林水産課関連では、

問、地方債残高の辺地対策事業の2、100万円は塩坂越区分ということであるが、当初どのような計画をしたのか。それが国に認められなかったのか。

答、塩坂越区は辺地対象地域であるので、当初は辺地債の起債として100%充当で計画をしていたが、4月に入り、県との協議の中で、護岸かさ上げ工事については、辺地債事業の対象とはならないということになった。今回、建設事業債に変更をしたため、充当率が90%となるので、残り210万円を一般財源で補正計上した。

歴史文化課関連では、

問、縄文博物館と年縞博物館に向かう動線の中で、年縞博物館と縄文公園が非常に見えにくく、周辺環境の改善が必要と考えるが、今後どのようにしていく計画なのかを伺う。

答、県と折衝をしているが、スマートインターも完成し、景観の問題もあるので、県とも十分に協議をする必要がある。県に対しては、何とか駐車場確保と合わせて、県に当該部分を整備していただきたいという要請をしている。今後、県を中心にどのように整備をしていくのかということ、組み立てていくというのが今のスタンスである。

教育委員会関連では、

問、食に関する指導を実施するということだが、授業で説明をして地元食材を使った給食を提供しているのか。

答、学校給食センターに常駐している学校栄養職員が、毎月各小学校へ月1回出向いて、福井県の特産に関する説明等をする予定をしている。

問、小学校費教育振興費の道徳教育総合推進事業10万円は、国や県が枠を設けており、希望した学校に補助をするという制度であるのか。

答、国、県の事業として、まず町内小学校に希望調査をして、それを受けて採用されるものである。

問、今回、熊川小学校ということであるが、若狭町で1校だけ対象であるというような制限はあるのか。それとも、希望すれば全て採用されるのか。

答、県へ計画書を提出し、その計画書が採用された学校が対象となる。

問、中学校費教育振興費の報償費で地域スポーツ指導者配置事業として7万2,000円を計上しているが、年間36回ということで、1回2,000円というのは安いのではないかと思うが、どの程度の時間依頼をするのか。

答、およそ2時間程度を予定しており、1時間1,000円程度でお願いするものである。あくまでも学校の部活の顧問の先生を補助する立場で、技術的な指導だけを行うもので、県の単価設定があり、それに準じて予算計上している。

審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（原田進男君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第51号「若狭町税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第51号「若狭町税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第51号「若狭町税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第52号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第52号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「若狭三方縄文博物館条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第53号「若狭三方縄文博物館条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第53号「若狭三方縄文博物館条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第54号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第54号「若狭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「常神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第55号「常神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長 (原田進男君)

起立全員です。したがって、議案第55号「常神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「神子辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第56号「神子辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第56号「神子辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第57号「小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第57号「小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第58号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告

のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第58号「平成30年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号「工事請負変更契約の締結について（学校施設環境改善交付金 上中中学校校舎大規模改造工事）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第59号「工事請負変更契約の締結について（学校施設環境改善交付金 上中中学校校舎大規模改造工事）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。したがって、議案第59号「工事請負変更契約の締結について（学校施設環境改善交付金 上中中学校校舎大規模改造工事）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

本請願は、所得税法の第56条を廃止してほしい、そのことを求める意見書を国に提出してほしいというものです。

同法56条は、「個人事業者の配偶者とその親族は事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」とするものです。これは、「家族経営では企業と家計とが十分に分離されていない」、「必要経費に認めると、租税回避の手段として利用されるおそれがある」などが理由とされてきました。このことによって、零細業者の主婦などは、汗水たらして働いていても、ほとんど所得が認められず、社会的に不利な立場に置

かれていました。

所得税の申告を青色申告にすれば、家族従業者への給料を必要経費にできるなど、いろいろな特典があります。所得税の金額も低くなります。しかし、その一方で、所定の帳簿の備え付けや記帳など、幾つもの義務が課せられます。したがって、事業主や家族に簿記会計の知識がある、もしくは公認会計士、税理士などの専門家に記帳、税務申告を依頼することが必要になります。零細業者にこのような余力はなく、いまだに白色申告にとどまっている個人事業者が多いのが現実です。

一方で、所得税法231条の部分的削除が行われ、これによって、白色申告者にも記帳と帳簿保存が義務化されました。平成26年1月から適用されています。現在、白色申告者の記帳水準は向上しており、「家族経営では、企業と会計とが十分に分離されていない」、「必要経費に認めると、租税回避の手段として利用されるおそれがある」などの56条を必要とする根拠はもはやなくなっています。

所得税法第56条は廃止すべきです。このことは、零細業者の主婦の労働を正に評価し、彼女の社会的地位の向上を図る上でも有益です。

以上、本請願に賛成、採択すべきと考える理由です。ありがとうございました。

○議長（原田進男君）

次に、原案に反対者の発言を許します。13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

それでは、ただいまの請願書について、すなわち所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての反対討論を行わせていただきます。

本件は、所得税法ということで大変難しい問題で、私もほとんど実はわかりません。そのために、ある税理士事務所へお邪魔いたしまして、何時間かいろいろお話を聞いてまいりました。その中で、私自身、思ったことを一つ述べたいと思います。

確かに北陸税理士会の見解を聞きますと、これは世帯単位課税を旨としていた時代から見れば、今の時代には合致しないということで問題視されており、税理士会としては、多くの税制改革を今求めている、そのほんの一部であるということでありました。だから、必要性は確かに見ているのですが、それ以上にまだまだ所得税で改革しなければいけない、そういう何点かのうちの一つにそれは載せられているにすぎません。

家族従業員には、所得税法で56条の次、57条というのがございまして、青色申告をしなさい、そうすれば、会社としては給与、すなわち会社の経費と認めるという条例がその次の条例、57条、青色申告という法ですが、それがありません。それを全国平均で申告した人の給料を見ますと、平均205万円という数字。だから、家族経営でも、

給料でちゃんと払おうと思えば、そういう方法で現実205万円の平均給与が支払われている、こういうふうな現状になっております。だから、それをすれば、一応、必要経費として会社から認められるというのが、現在、方法としてはあるわけであります。

法律というものは、大体が性善説でつくられておまして、何百万円支払おうが、これを除外して会社の経費にいたしますと、大体そういう個人経営者というものは、タイムカードもなく、労働の実態が100%わかりません。そういうものに対して、200万円、300万円の対価、会社の経費として払うということであれば、これは事業者のお手盛りでそういう給料を支払うことになり、全く租税回避、税金抜けということがまかり通ることになり、これこそ平等ではないと考えます。現在、青色申告という方法があるわけですから、それに基づいてやっていただき、今、税理士会が考えている大きな所得税法の改革、数項目、何項目あるんでしょうかね。例えば、通勤手当はこういうふうにしなさいとか、そういうことまで含めて、やっぱりそういう改革、変更、それに任せるべきで、それまでは現在の青色申告という方法を使っただき、従業員のために尽くしていただきたい、このように思います。ということで、原案については、反対をいたします。

○議長（原田進男君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長報告は、不採択です。

本請願を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（原田進男君）

起立少数です。したがって、請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第12 発議第1号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第12、発議第1号「原子力発電安全対策特別委員会の設置目的の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。12番、小堀信昭君。

○12番（小堀信昭君）

発議第1号「原子力発電安全対策特別委員会の設置目的の変更について」、提案理由の説明を申し上げます。

原子力発電安全対策特別委員会は、平成29年5月の臨時会において、原子力発電に関する諸施策について調査研究を行うこと、また、町民が原子力発電に対して感じている不安や疑問などに対する説明を求め、実効性のある安全対策及び地域産業の振興を確保することを目的として設置いたしました。

その背景には、原子力発電所を取り巻く情勢として、福島第一原子力発電所の事故を受け、国の安全規制体制のあり方が抜本的に見直され、事故の検証に基づき、電力事業者への安全対策の指示等が出されるなど、原子力防災対策の取り組みが継続されている点があります。

しかし、当初の設置目的の「地域産業の振興の確保」という部分は、捉え方によって、大変幅広く適用されることから、もう少し内容を具体的にわかりやすく表記したほうがよいとの意見もいただきました。

特に若狭地域は原子力発電所が集中する地域であり、発電所に隣接する本町としては、原子力防災対策を注視し、住民の安全性確保に対する責務をしっかりと果たさなければなりません。昨今では、審査の過程を経て、新規制基準に適合すると認められ、再稼働した原子力発電施設がある一方で、有効な安全対策の方法を見出せず、廃炉の進められている施設もあります。

そこで、本委員会では、「地域住民の安全の確保を主眼に、実効性のある安全対策に関する調査研究を行う」ことを、より明確にするため、原子力発電安全対策特別委員会の設置目的の一部を見直すものであります。

御審議の上、何とぞ御決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

提出者、若狭町議会議員、小堀信昭。

○議長（原田進男君）

提出者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

発議第1号「原子力発電安全対策特別委員会の設置目的の変更について」に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対して原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(原田進男君)

起立全員です。したがって、発議第1号「原子力発電安全対策特別委員会の設置目的の変更について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第13 議員の派遣について～

○議長(原田進男君)

次に、日程第13、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣することにいたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成30年第3回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月5日の開会以来、本日まで18日間にわたり、提案されました条例の一部改正、平成30年度若狭町一般会計補正予算など、議案について終始熱心に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立されました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のため、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

また、18日に発生しました大阪北部地震においては、姉妹都市である高槻市、吹田市をはじめとして被害の報告をいただいております。被害に遭われました皆様に対し、お見舞いを申し上げます。

終わりに、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月5日の開会以来、本日まで18日間にわたり、平成29年度若狭町一般会計、特別会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、平成30年度一般会計補正予算、条例の一部改正など、重要案件につきまして御審議を賜りました。

その間、議員の皆様方には、本会議及び常任委員会において、御熱心に御審議をいただき、それぞれ御決議を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、今週月曜日の朝、大阪北部を中心に最大震度6弱を観測する大きな地震が発生いたしました。若狭町におきましても、緊急地震速報やJアラートも起動するなど、震度3の揺れがございました。特に大阪北部の震源地近くの地域では、亡くなられた方、けがをされた方、そして、建物の被害も多く見受けられました。亡くなられた方におきましては、謹んでお悔やみ申し上げるとともに、被害に遭われました方の一刻でも早い回復をお祈り申し上げます。

また、震源地に近くの大阪府高槻市、そして、吹田市につきましては、災害応援協定を含め本町とはさまざまな交流があります。これらの自治体につきましては、6月20日水曜日でございますけれども、私が出向かせていただきまして、お見舞いをさせていただきました。

災害は、いついかなるときに起こるかわかりません。今後とも防災意識を高めるとともに、常に緊張感をもって、日々の業務に当たってまいります。

さて、現在は、梅雨の期間でございますが、この梅雨が明けますと、いよいよ本格的な夏の行楽シーズンを迎えます。若狭町には、多くの名勝あるいは観光地などがたくさんございます。これら若狭町の魅力、そして、地域力を全国に発信するとともに、今後ともおもてなしの気持ちをもって、お客様をお迎えしていきたいと考えております。

ことしは特に「福井しあわせ元気」国体の開催、福井県年稿博物館のオープンなど、秋にかけても大きなイベントが続いてまいります。これら若狭町にとりまして、大変な追い風というふうな思いをいたしておるところでございます。

ことしの政策のテーマであります連携と交流をキーワードにしまして、笑顔いっぱいにまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなる御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

あわせまして、町の行財政改革につきましても、引き続き行財政改革プランに基づきまして、着実に前に進めてまいります。どうぞこの点につきましても、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、町政発展のため、さらなる御活躍を賜りますようお願い申し上げます、閉会の当たりましての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(午前10時53分 閉会)